

敬老祝金の対象者、祝金金額変更のお知らせ

平成23年度より敬老祝金の対象者、祝金の額が変更になります。

祝金の対象者 75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳以上の方
(9月1日に本市に住所を有する者)

対象者には、後日贈呈の案内を通知します。

祝金の額と対象者一覧

年 齢	平成23年度対象者の生年月日	金 額
75歳	昭和11年 1月 1日～昭和11年12月31日生まれ	5 000円
80歳	昭和 6年 1月 1日～昭和 6年12月31日生まれ	5 000円
85歳	大正15年 1月 1日～昭和元年12月31日生まれ	10 000円
90歳	大正10年 1月 1日～大正10年12月31日生まれ	10 000円
95歳	大正 5年 1月 1日～大正 5年12月31日生まれ	20 000円
100歳以上	明治44年12月31日以前生まれ	20 000円

100歳到達者に対する祝金10万円については従前どおり実施します。

◎90歳を迎える方への記念品の贈呈事業が今年から廃止となります

問い合わせ先 高齢福祉課 ☎52-1115

仁良川地区土地区画整理事業

・ 事業計画変更(案)の縦覧を行います ・

◆ ◆ ◆ 仁良川地区土地区画整理事業の事業計画を見直します ◆ ◆ ◆

下野市では、仁良川地区土地区画整理事業の長期化等に対応するため、平成21年2月から事業計画の見直しを検討してきました。このたび事業計画変更(案)がまとまりましたので、下記により縦覧いたします。

【主な見直しの内容】

区画道路及び歩行者専用道路の整備計画を見直すことにより、公共施設整備費の削減を図ります。また、現道を有効利用することにより、上下水道整備を促進し、建物移転計画期間の短縮を図ります。調整池については、地区外に整備される「(仮称)ふれあい緑地公園」を利用することにより、整備費の削減を図ります。地区東側の傾斜地造成については、垂直擁壁工法をブロック積工法に変更することにより、整地工事費の削減を図ります。上水道の整備については、事業費負担割合の見直しを行います。

事業計画変更(案)の縦覧について

仁良川地区土地区画整理事業の事業計画を変更するにあたり、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第1項の規定により公衆の縦覧に供します。

なお、当該事業計画変更(案)に意見のある方は、7月25日(月)までに栃木県知事に意見書を提出することができます。

縦覧期間

6月28日(火)から7月11日(月)まで

縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

縦覧場所

区画整理課(南河内庁舎2階)

問い合わせ先

区画整理課 ☎(48)2115